

Title	商人意識の一考察：北関東一在郷商人(武蔵国児玉郡本庄宿戸谷家)の家訓を中心として
Sub Title	Thought of the merchant in Kantō : the family code of ethics and family constitution
Author	島崎, 隆夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.2 (1955. 2) ,p.89(1)- 103(15)
JaLC DOI	10.14991/001.19550201-0001
Abstract	
Notes	関東農村の史的研究(第四集) = Historical studies on the villages in the KantoDistrict (part IV) 論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550201-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550201-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 商人意識の一考察

—關東一在郷商人(武藏國兒玉郡本庄宿  
戸谷家)の家訓を中心として—

島 崎 隆 夫

思想は常に歴史的であり、階級的である。思想は時代を離れて、あるいは時代の階級的諸關係と無關係に成立するものでもなく、また發展するものでもない。思想は常に時代と共にある。一時代乃至一階級の思想を論ずる場合、思想が形成された時代との關聯を深く把握し、もつて思想を歴史的につかむ事が大切である。一時代に、あるいは一階級に思想として廣範に形成されている場合においても、かならずしもそれが一つの學問體系にまで高められ、形成されているとは限らない。それが一つの學問的體系にまで結晶されて來るためには、少くとも學問の一定の歴史的發展がその背後に存在することを必要とする。わが國の社會・經濟思想の形成および展開をみる場合、それが人々に意識され、體系的なものとして成熟して來たのは、おゝむね徳川時代、それも中期以降においてとくに明白な形を取つたものと思われ<sup>(註一)</sup>。體系的に成熟する以前においては勿論、體系的に整序された以後においても、一時代なり一階級なりの思想を

表示する形式は多種多様である。その思想が學問的體系にまで成熟しない場合にあつても、強くその時代の人心を掌握し、現實の人々の意識を左右し、人々の生活を規制する思想として存在することが一般的である。かくて、一時代乃至一階級の思想を論ずる場合、學問的體系を整えた學者、思想家・政治家等の思想的・學問的成果を中心として、それを利用して、あるいは文藝作品等にはられる人物の思想的表現を活用して、思想を把握する努力が一般的に行われるところであり、この方法は極めて重要であり、且基本的研究の方向である<sup>(註二)</sup>。しかし、學者等が一時代乃至一階級の先達として、指導的立場にある關係よりして、彼等によつて論ぜられている思想が、一般人心との間に、ある距離を介在していることを認めねばならない。勿論、これらを通じて相當程度一般人心の思想を把握出来ると思われるが、さらに、資料を、知識においても、學識においても、未だ必ずしも整序されない多くの人々の身近かに残しているところのものに求め、もつてその時代の生々とした思想、人間の生活を根底より動し、最も切實なるものとして人間の現實生活を左右する力、思想體系にまで結晶されてはいないが、人間の生活をそのまま導く生活の方針ともいべき生命ある思想、身の處し方を探り、それを把握したいと、わたくしは願つている。それらは現實の人間生活を規制する意識として作用しているものである。

とくに、町人・商家の思想・意識を把握せんとする場合、徳

川時代における町人が寛文(一六六〇年代)頃より元祿期(一六九〇年代)にかけて、畿内農村の經濟的發展を背景として、全國的商品流通の中心地たる大阪を中心として成長をみはじめ、やがて將軍の膝下たる江戸においても、あるいは全國的商品流通・市場形成への動向を背景として展開する近江・伊勢等の地方においても、成長をみはじめて町人層が形成されて来たこと、町人自身被治者階級でありながら、時代の第一線に浮び上り、指導的勢力を獲得しつつ、新しい時代への成長をはぐくみながら展開をみて来たこと、しかも、封建社會の思想に對し批判的な新しい思想の萌芽を懷きながら、その枠の中より完全には脱却し得なかつたこと、町人の思想・意識を明白に、體系的に、代辯主張した學者の出現した場合が比較的、中期以降に行われたこと等を念頭におかねばならない。町人の思想・意識を把握する場合、西鶴、近松等の文藝作品に表現された町人の思想・意識を手がかりとして研究をすすめて行くことが一般的であり、町人の思想・意識を直接伺うことの出来るものとして挙げられるものは三井高房著「町人考見録」、西川如見著「町人叢書」、および岩垣光定著「商人生活叢書」「商人夜話草」「商家心得草」「商人平生記」、早川賢當著「富貴草・並嗜草」等の書物に示される心學書の見解、ならびに心學の祖石田梅巖著「都鄙問答」「齊家論」等々である。町人考見録が「主として京都の富豪が、諸大名への金貨、騎奢、若しくは其他の原因に依つて、破産没落したる大略」を記述して、町家の訓となし、町人叢は

「町人の品位を有ち、町人の町人たる心得」を記し、「凡商人の家業は、代ものに念を入れて、龜末なく、諸方の用事をよくととのへ、得意を大事にし、人には厚く與え、我は薄くとり、常に仁義の教をも心にかけ……召使いの手代小者をも憐み育て、家内よく和し、儉約を守り、祖先よりの家をよく治め、由縁の貧きを救い、身を立て、父母の名を汚さぬを肝要とす」という主張を述べた一聯の書物、心學書中最も著名なものとして、専ら人間の義務を述べた「都鄙問答」等は、いずれも、町人の意識を述べ、商家の道徳を唱え、商行爲の昂揚を説くことによつて、町人の社會的地位を高め、商家の安泰をすすめる、致富を奨励しているものである。かかる意圖を最も具體的な形において表示したものが、商家の「家訓」であり、「店則」である。

江戸時代の商人意識を社會經濟史的觀點より、その具體的表現を「家訓」や「店則」に據つて、研究發表されたものは既に多いが、比較的まとまつたものとして第一に宮本又次氏の「近世商人意識の研究」(昭和十六年刊)をあげる事が出来る。氏は主として、それが江戸時代の代表的商人であるが故に、大阪町人、近江、伊勢、名古屋商人等の「家訓」及び「店則」を對象として、武家の家訓、家法と對比しつつ、江戸時代商人の氣質、商人肌、商人道の實相を考察している。しかしそこでは各地に成長して来る「町人層」の性格が、町人層の形成の基盤たる社會・經濟的背景、換言すれば町人層がつかむ市場構造

商品流通機構、その根底にある農業生産力の展開との關聯において、未だ充分明白に把握されていない點があると思はれるところより、各地町人層の性格、それ故、各地商家の持つ家訓の特質が、かならずしも十分に検討されているとはいえない。一般に、「家訓」とは對象を家族内より広い血縁的集團に限つて、行われる訓誡であつて、「狹義に解すれば家長から家族又は子孫を對象とした一般的な永續性のある訓誡であるが、廣義に解すれば、時に應じての訓誡、死後の効力を強調した遺誡及び家族以外の代行者によつて作られたもの」であるといえよう。それはまず武家において發達し、近世以後、とくに元祿、享保期以後の經濟的發展を背景として、家訓をもつた豪商、巨商が輩出することによつて、それを契機として廣く商人間にまで及び家訓がつくられた。家訓は先祖あるいは中興の祖、その他家業興隆に功徳をあげたものが執筆する場合が多く、子孫に父祖の苦心經營の跡を想わしめ、益々家業に勵み、繼續繁榮に努力すべきことを念願して書かれている。それ故、家訓は商家の道徳觀を示し、理想を書き、家族關係を規定し、時には奉公人關係を述べ、經營上(これに關しては家訓とは別に「店定目」等が書かれる)にまで及んでゐる。家訓には、商人意識を形成する。「奉公・體面・分限」という意識の消極的側面が、「始末・算用・方覺」という積極的側面に比し、より強く主張されているのが一般的であるといえる。かかる家訓を必要としたのは、町人の世界が全く封建權力の下におかれ、武力の

被護無く、獨自の力によつてのみ自己の存在、および發展が考えられるという、封建制下の被抑壓者階級としての町人のより直接的な願望に歸因してゐるのである。それ故、武家の家訓が公儀第一主義を示し、奉公意識を強調しているのが通例であるのに比較して、町人のそれは、武士ほどの強さをもたず、ただ形式的にそれを表示し、その場合も町人の致富との關聯において、權力者よりの被害を防止する意圖をふくみながら述べられている場合が多く、むしろ積極的に致富への努力に重點を置いて展開されている。武家のそれが多く披見を嚴禁している場合が多いのに比し、町人のそれは定日に朗讀し、あるいは表示している場合が多い。しかし他見を禁じている場合もある。

「家訓」を持つに至つた封建町人は、その成長の日が浅く、しかも封建權力構造の中にとじこめられ、封建的思想體系の網の中に組入れられていたが故に、一方、被抑壓者階級より自らを解放し、封建的思想體系を批判・否定する方向の新しい展望をみつつも、(かかる町人思想の形成がふくむ思想史的意義を十分に認識するが)封建町人自身は、町人としての心持が必ずしも十分に成熟せず、町人自身が武士的要素を規範として仰ぐことにより、封建的思想を身につけている場合が一般的であり、家訓においても、全體の基調としては武士的要素の影響を多分に残している。このように武士的要素の影響を多分に残しているのは、町人層が江戸・大阪等の全國的市場構造の中心にあり、武士階級との密接なる結合、その上に形成される商品流通

II 金融機構 II 市場構造の上に成長して来る特權商人である場合に、とくに著しいものがあると思われる。これに對して、社會的生産力、就中農業生産力 II 農民的商品生産、貨幣經濟の發展にとりなつて、局地的に形成される市場を背景として成立して来る町人層にあつては、町人自身が密接に農民經濟につながり、彼自身も農民的性格を持つて居る場合があるのであつて、商人自身が地主的な、豪農的な性格を有している場合、そこに形成される家訓にも多分に農民の豪農的要素がよみとられる。しかしながら、一般的にいって、家訓の形式、内容は主として武家の家訓にならつて居る。新しい思想的要素の家訓へのよりこみは、元祿・享保期以後に展開をみる町人の文藝思想や、特に石門心學の影響をうけたものとして表現されて來て居るが、それらが思想的にもつ位置よりして、家訓自身の中にもたらした新しい思想的要素にも自ら多くの限界を見出し得ると思われ

る。  
ここでわたくしが紹介したいと思つて居るのは、武藏國兒玉郡本庄宿にある一商家（「農業の外小間物呉服太物商賣仕仕」という屋號「中屋」、戸谷家、當主戸谷半之助氏）の家訓である。<sup>(註一六)</sup>成立の時期は、家訓の成立としては比較的早い、元文三年（一七三八年）正月である。この家訓を形成した戸谷家の歴史的展開過程については、未調査のため、今日未だ明白には判明出來ないのであるが、この家訓の下で一商家が行つていた現實の生活を考え、その生活の中における商人の思想—意識—生活

規範を考へてみたいと思ふ。とくに、今日まで家訓について發表されているところのものが、江戸・大阪・京都・近江・伊勢・名古屋等の豪商、巨商のそれが多いのに對して、一地方在郷商家の家訓を手掛りとして、前述せる如く元祿・享保期以降局地的に成立を見る市場を背景として廣範に形成されて來る在郷商人を、内面より支えている、人間精神の在り方、それを生み出す思惟の様式、さらにより廣範に、より根本的には、それを生みつつあつた時代の精神の在り方等に考察を向けることによつて、近世商人意識についての一考察を試みたいと思ふ。

- (註一) 野村兼太郎著「概観日本經濟思想史」五一—六頁。
- (註二) 一般に日本經濟思想に關する研究は、今日まで多くかかる方法に土臺を置き進められて來たものである。
- (註三) 例へば西川如兄「町人叢」は享保四年（一七一九年）、「民同省要」は享保五年（一七二〇年）、三井高房「町人考見録」は享保六年以前（一七二一年以前）である。
- (註四) 例へば廣末保「近松と義理」文學二〇ノ一〇。
- (註五) 日本經濟大典第二十二卷、解題二—三頁。
- (註六) 日本經濟大典第四卷、解題一—五頁。
- (註七) 日本經濟大典第十三卷、六四九頁。
- (註八) 宮本氏の本書は、商人意識について家訓を資料として論究された過去の業績の大成ともいふものである。多々の家訓を資料として印刷にふせられて居る關係より、後學者には極めて有益である。

(註九) 宮本文次著「近世商人意識の研究」一一三頁、以下の論述は概ね氏の著作を参照とした。

- (註一〇) 宮本、同書。一一三頁
- (註一一) 宮本、同書。一五四頁
- (註一二) 宮本、同書。一五五頁以下
- (註一三) 家永三郎著「日本道徳思想史」第八章町人の道徳参照。
- (註一四) 宮本、前掲書。一五〇頁
- (註一五) 宮本、同書。一四五頁
- (註一六) わたくしは、三田學會雜誌第四十七卷第三號「關東農村の史的的研究」(第三集)の利根川筋河岸場紛争を執筆するに當り、本庄宿の戸谷六三郎氏を訪問し、先祖たる戸谷家の經營について、種々参考となる事項を教えられた。再度の來訪を約し、別れたのであるが、同氏は昭和二十九年十二月八日他界せられ、再會の機會を得る事が出來なかつた。

二

「關東農村の史的的研究」(第三集)において、わたくしは利根川筋河岸場紛争を中心として、武藏國兒玉郡本庄宿外港としての一木本河岸および山玉堂河岸が、徳川中期以降末期にかけて持つていた經濟的位置と、本庄宿との經濟的關係を考究して來た。かならずしも充分に論究を進めることは出來なかつたが、關東平野北端に位置する「本庄宿」の商業發展を軸として展開

商人意識の一考察

を見て來た陸運、水運の問題の若干は判明し得たかと思われ。<sup>(註二)</sup>將來殘存せる多くの資料が整理され、研究が進められることによつて、故諸井六郎氏が殘されし名著「徳川時代の武藏本庄」(明治四十五年發行)においても、かならずしも十分に判明していない本庄宿を中心とする商業活動や、市場構造 II 流通過程や、金融網や、周辺の農業生産構造 II 農村事情等が、一層明白にされ、とくに、本庄宿における宿場の形成・發展、そこにおける商人の成長、商業活動、資本蓄積の過程、商人による土地集積の過程、等が周邊農業 II 農村の變貌、就中商業的農業の發展と周邊における工業生産の展開を背景とし、市場の擴大、交通の瀕繁にとりなつて、どの様に行なはれたかが判明して來るであらう。

本庄宿に關しては、諸井氏の前掲書や武藏國兒玉郡誌(昭和二年發行)や本庄町史等に論述せられ、拙論においても若干解明をほどこして來たところであるが、詳細はそれらにゆずるが、本庄宿が公式の人馬繼立場として指定されたのは寛永十四年(一六三七年)であり、とくに寛文三年(一六六三年)頃より定期市が開市され、商家が増加し、來住する職人も増し、商業的發展もいちじるしくなつて來た。元祿七年(一六九四年)本庄宿助郷村制度が確立されてより、本庄宿は親村として、近郷在住の人々の來住が瀕繁となり、享保七年(一七三二年)には家屋五百餘軒となつた。かくのごとき本庄宿の發展を背景として、その發展の主體として、來住した商人および職人の中に

は、相當巨大なる富を蓄積した富裕な商家をも生み出して行つた。本庄宿を中心とする物質の移動は、近郷村にたいしては馬背、人力、馬力荷車等が利用され、遠く江戸表との物質の交流、關東北部および北陸方面への交流は、主として中山道の交通網を利用する「陸運」と、利根川を利用する「水運」との二つの交通機關によつていた。諸侯の江戸への年貢米、倉米の運搬、地方米穀の江戸市民への供給、繭・生糸・織物等の運搬、江戸市内での消費材たる薪炭、木材等をはじめ、各種の農林産物、農産加工物が本庄宿を通過して、主として水運により江戸表へ送られた。各地の村落へは、海産物たる魚貝藻や魚肥、とくに鹽等の生活必需品、雜貨等は利根川の水運を利用し、本庄宿を経て送られた。これらの市場構造は流通機構はさらに詳細なる研究を必要とするのであるが、これを背景として、相當巨富を蓄積し得る可能性を生み出したことが想像出来るのである。かかる富裕なる商家の一軒に、元文三年の家訓を持つにいたつた「中屋半兵衛」があつたのである。

「中屋」は屋號であつて、名字は「鳥谷」(現在は「戸谷」と書く)である。中屋三右衛門は「兎年の節、宿内近村の困窮を救い、往還の助とし、往來の道辨橋を、自分入用を以、取計い、御代養笠之助申出し故、豫御勘定頭を勤めて、道中方を兼帯なせし頃、安藤彈正少弼、道中奉行の節、取扱有之、伺之上」(耳袋)名字帶刀御免となり、御褒美をもらつた家柄である。鳥谷家の商家としての出發に關しては、半ば傳説的で、資料的裏付に

- 内
- 金四千貳百兩 柴田善兵衛御預御用金
  - 金千七百七拾兩 勝田次郎御預御用金
  - 金八百六拾七兩 小條段之助御預御用金
  - 金五百貳拾兩 岩田鐵三郎御預御用金
  - 金百兩 設樂八三郎御預御用金
  - 金千五拾兩 林部善左衛門御預御用金
  - 金五千八百九拾三兩 佐々木太郎御預御用金
  - ×金壹萬貳千八百四兩餘 御用金之分
  - 外合三萬三千九拾六兩餘 私所持金
  - 外合八萬貳拾兩 私所持金御用達之内

右取調い處書面之通相違無之也 以上

これによれば、戸谷家は後に至り、大名との間に金融關係に入りこみ、その取扱つている金の一部を見ても、極めて巨大なる規模であることが判明出来る、さらに、鳥谷家は金・銀座とも關係するに至つて(未調査)。より具體的に鳥谷家の資産の規模を知る資料として弘化三年(一八四六年)における「武州兒玉郡本庄宿戸谷半兵衛所持田畑家屋敷家財調證文」がある。詳細は略するが、田畑に關しては本庄宿内、沼和田村、小嶋村に所持している高合貳百四拾四石四斗六升五合、此反別四拾八町貳反三畝廿步、および貳拾壹町三反四畝步(石盛不知の分)、

商人意識の一考察

かけているが、根岸鎮衛著「耳袋」の中に、その概要が物語られて(註二)いる。祖先中屋三右衛門は、元來通り油町にあつた「仲屋」という呉服商に丁稚として勤め、やがて重手代となつた。仲屋主人が幼少にて、家運がおとろえたのを見て、三右衛門は呉服商に精を出し、機を巧みにつかみ、大なる利得を得て、主人仲屋の家運を恢復した。そこで主人より三右衛門は相應の資本をもらいうけ、本庄宿に引移り、呉服其他の諸品を商賣し、産をつくり、遂に本庄宿その他周邊農村において、鳥谷三右衛門というて知らぬ者も無きほどにまで、巨富を蓄積して行つたのである。現在戸谷家に残存する資料が整理されていないため、三右衛門の致富の事情や、それ以後の展開や、家業の事情については全く判明せず、推測の域を出ないものである(註三)。文化期に入つての資料を見ると、文化元年(一八〇四年)同二年(一八〇五年)の「宗門人別帳」には、戸谷半兵衛は年寄として、「農業の外小間物呉服太物商賣仕仕」と記され、男三十三名(内下代二十六名、下男五名をふくむ)、女五名(内下女二名をふくむ)の規模の豪商(註四)として存在している。例へば、文政一(天保期)における「三屋敷御用立金取調書上」をみると、三屋敷とは立花右近將監、松平出雲守、鍋島紀伊守であつて、この三屋敷に金子御用達をしている。各屋敷への御用達金の内譯は省略するが、三口を寄せたものは次の通りである。

- 三口 金四萬參千貳百兩 金滞高

此代金千九百貳兩餘(是ハ凡積を以代金取調い同讓渡い節者増減可有御奉存也)である。家屋に關しては、瓦葺建家一軒(本宅、建坪百四十七坪二合五勺)土藏二棟、穀藏一棟、隱宅一棟、物置一軒、板葺建家一軒(出店、建坪六拾三坪)土藏八棟、物置一所、湯殿一所、合坪數五百七坪二合五勺、此代金七百七拾兩貳分二朱(平均一坪ニ付永一貫五十九文三分)、表屋敷板葺貸長屋四軒、同所表板葺離座敷一軒、表屋敷板葺貸家一軒、合貸長家六軒坪數百三坪五合五勺、此代金七十九兩一分(平均一坪ニ付永七百六十五文餘)、裏屋敷板葺貸長屋三十四軒、此坪數百八十四坪、此代金八十九兩一分(一坪ニ付平均永四百八十五文一分)である。此外刀、脇差、小柄、筭、書畫、屏風、道具類、書籍等多數があげられている。右のことからでは殘念ながら戸谷家が營んでいた商業の事情も、農業の事情も全く判明しない。今後の調査をまつより外仕方が無いのであるが、過日死去された六三郎氏の言葉より推測して、中屋・鳥谷家は後に宿役人(名主あるいは年寄等)を勤め、地方商人として、利根川水運を利用し、上下する物資を仲介、賣買する問屋を營んでいたこと、取扱ふ商品は呉服、太物類を主とするも、其他あらゆる商品を取扱つていたこと、中央都市・江戸・京・大阪等にも多くの關係をもち、後に金・銀座とも關係し、金融業務にも従事するにいたつたこと、これらの商業面、金融面と共に、何等かの規模での農業經營を營み、他方土地を集中所有する事を通して寄生地主として成長しつつあつたこと、等を考

える事が出来よう。

(註一) 拙論「利根川筋河岸場紛争—本庄宿外港としての一本木河岸および山玉堂河岸—」三田學會雜誌第四十七卷第三號(昭和二十九年三月號)、「關東農村の史的研究」(第三集)に掲載。

(註二) 耳袋の記事は、拙論に掲載しておいた(一〇七一—〇八頁)

(註三) 六三郎氏死去のため、残存せる資料が家人により整理されるに至っていないが、相當量残存している事實より、今後一層多くの事が判明する日が来るであろう。

(註四) 戸谷家文書、披見を許るされたのは、寛政十一年、同十二年、享和元年、同三年、文化元年、および同二年の六冊である。戸谷家半兵衛は元名主忠藏引請の年寄として書かれている。

(註五) 戸谷家文書。

(註六) 六三郎氏よりの聞取、資料未見。

(註七) 戸谷家文書。

三

左にその全文を掲載しておいた「遺言之状」は、元文三年(一七三八年)正月に、若年の一子に、親の心情を教訓として書き残したものであつて、特に他見を禁じ、親の片見としてこの教訓を嚴守し、五節句の時には、これを家族内で讀むことによつて、家族員相互に父祖の業を偲び、家業に精勵する事を勸めた

形態を取つて、残された「家訓」である。

遺言之状

愚我若年の一子江心持之教訓  
一子なれば不便にはおもへども家無學にして思慮もなれば何も至りたる事は知らざればおしゑがたし世人たとゑにいふごとく三ツ子で持たるたましひ百迄とて何の願も若年の覺悟にあり其願の品々あるものなれども先立身致事を願ふべし身體は萬物を取行體なれば是をねがわぬ人はなし然共心には願ひ身の行我儘にして願ふ心とは大小相違あるに依て其願成就致事を得ば先利欲にまよひ事をたのみ又ハ種々不僞をい或ひは人目をくらがしよこしまを不辯人の難儀もかへり見ず挺を背ても徳をこのまば一旦は富榮へへけれとも敬心中誠なくハ地形あしくして家を立るがごとし都而よろほ程なくきゆう年の嵐に吹きたおさるゝがごとく成へし大切之身體相續は願なれば家はちいさく共地形よりかたつくきたて丈夫に立んとおもふ心にて取行べし勿論願無限なき物にて壹反持たる百姓わ一町持おうらやミ千金の家に住ハ萬金持たる人をうらやみ願者終ぬものなり尤富程よろこばしき事はなかれとも長生に不及で若子孫不善をなしほろびなば情けがあたとなる道理なれば縁のかるき人を見て夫にはまさりたるものとたのしむへしかくいふとても願をかぎれといふにもあらず心直に職分をほけみ其切に依て天より己にあとふる福ならばいく千萬にもかぎ

らねども唯天上江のぼらん事はかりをねがはんより足もと

を見てころばぬ用心を致べし先分限を願ば色欲美食游狂奢の心を曾而止神佛を信じ公儀の掟を堅守五當の道を心掛親兄弟親類諸人にうるわしく職分に精力をつくし正直にしてかりそめにも僞なく人をむさばらざりちぎ第一にして富貴をは天命にまかせて時節を心長に待ば大身には不及共相應之縁を持べし我若年之時願ひし事五十餘にして大方成就したり先男子女子の有りやうも田地之持高も小分ながら願の通其外少々宛なし施したる善事のまね事もころがけの通成就したり善事のまね事遠方の人わ縁の厚き故にやと云人も有へかれともそこはづかしき次第也又は少し施したる事をも近所の人ハさまでの縁もなく金銀をちりとおもひてなすわざとみる人もあるべけれども是迄なしたる寸善ハ皆はらにたらぬ故より夫々心當たる小金帳面の上にてふゑい禮ハ借金も同前なさて叶ハぬ事也私願ひし事共一生之間に成就したり事を思は家と分限に成度と願たら分限に成べきに我者只親のゆずりをうしなはず子孫江是を傳ん事を願ひぶげんに成度と願いぬ事ハあやまりに似たれども運にするといふ事あればさのミ覺悟にうらみもなし彼是いふに及ぬ事ながら何の願ひも若年の覺悟に有との證據にいふ (1)

商人意識の一考察

一親に孝行と云わちとめんどうの事ながらさのみ六ヶ數からぬ物なり只孝行といふハ親の心にたがわぬやうに取行なりかりそめにも問合萬事うるわしく致至誠のみなり是に背は天命の恐勿論身體えさへりなり (4)

一朋友諸人に尊敬なくては望のさまたげ成べし (5)

一商を致とて百姓わ農業をおろそかに致べからず車の兩輪のごとくおもふべし (6)

一其家々の職分を大切に勤むへしまづ商の家に生れてハ人の利有商賣をうらやみ仕來たる商賣をめんどうに思ひとんよくをふくみ猥に分限を望ハかゑつて身のあたとなると知べし (7)

一仕來之家業怠べからず若勝手に依て是を止るにおゐてハ幾度も了簡致其上の事たるべし尙又志なきな商賣とりひろけへからず勝手によつて是を致さば前後の事を考べし (8)

一商ハ小氣にても成かたし大氣斗にても叶ひ難し損ハ徳の元手利者損の入がへとおもひ損もうれへべからず利有時にもよろこびむさと金銀を遣ふへからず不段小慈愛の人にいふに不及志らぬ人たり共だしぬき買徳賣ぬき無用たるべし又ほしむ儘にきばり重疊の直賣をこのむへからず互に能を商の道とおもふへし尤其代約束を不違拂ひ又かしたるものをも無油斷程能様に致べし惣而諸物を返濟の時其品惡敷ものをかゑすべからず何程勝手有とても私慾に迷ひ筋あしくして纏取致へからず (9)

- 一 商賈賈買品賈時買向有といへ共其品たして其時々之様子に依て替す物なれば幾年月日を経て其術を知らざれば教ふ成かたし世間の事を聞合物之上り下り人之景氣を見合巧者の人の了簡をも請て考へし (10)
- 一 出家沙門を敬かりそめにもさかろふへかす (11)
- 一 己相應の縁を持時其職分を不足に思い取捨るにおいては家めつぼう間近と知べし (12)
- 一 貧富諸人と來會致時甲乙ハ時宜たる事ながら縁の厚き人にも恐れへつろふへからず輕き人をもあなどり籠略に挨拶致すべからず (13)
- 一 諸人と烈座の時身を引下己に年増たる人を兄と思ひ年劣人に對しても一禮をもいわず上座にすゝむべからず (14)
- 一 人來る時甲乙とも存在之挨拶致へからず (15)
- 一 他家江行たる時ハ早くてい主江一儀をのべ其外烈座の人々江あいさつ致し長座に不及歸る時に亭主を一足もはこはせぬやうに暇請を早くして送時宜を請たるへし (16)
- 一 何事によらず度々人に無心不申様心掛へし (17)
- 一 一人に憐愍へなかりかたもの也無據足を致時は人に不爲知して假令何程之事を致たりとも悪ケ間敷體後日に曾而云へからず (18)
- 一 甲乙の役人として公儀をひたいあて權威をふるい押領致すへからず上を敬下に情を心の内にふくみ理解を明に捌置いきなくおろかの人にも物を能のみこませ論前出來ざるやうに取計ふべし猶又人のまいぬいを請へからず (19)

- 一人に頼るゝ事あらば心の及程は其むねを可働然共人の請判に遠慮心付存へし (20)
- 一 召仕の者をは家子のごとく思ひなし一種をもわけあたへ内心に情をふくミ仕ふべしゆるかせにも致すへからずきひしくも仕かふへからず (21)
- 一世に落給金加るき奉公致とても少の物をも主の物と思ひへだて次己が物とおもひつつまやに勤へし時の褒美にわ預らばとも貞心の覺悟ハ後日の身ためと成と知べし若廿卅越大家に住時己に先達先官數有とていつの年にて出世なる間敷と思ふへからず其人々の古郷に子有り或ハ放埒又者病身短命の人も有物なれば思ひのほか出世近き事と存へし至極の出世に及ずとも萬事なけうつて忠勤をばげまば老の樂相應たるへし假其家を心の儘に取計身となりても私の心なく忠切意へからず猶又年下の人も引立外様に取行べし (22)
- 一身だめをおもひ人の不爲をいふべからず人のとがをも家身に引請事を取成さば後日の身ためと成と知べし (23)
- 一 惣而人の惡敷をいわず人の惡敷を見て己が惡敷くせくせをなすべし (24)
- 一人の能事を見てはとも悦へし是をうらやみ是をそねむハ身の仇と成と知へし (25)
- 一人の志をばわするへからず人に恨ハ云へからず己か心に身を思ぬ物なれへなり (26)
- 一つめをいとひ萬事儉約をなすべし然共ことの義理をばかゝ

ぬやうに心掛へし (27)  
 一家職のいとま有時ハ寺院江見舞又ハ書物のはしをも見聞しうかと月日を暮へからず (28)

右趣常に心掛へし名聞茂奢致間敷と心掛ても上段に稍安きは浮世の人心なれハ心に鏡をかけへし心力に及たけわ職分をはげみ立身せんと覺悟致においては我死後にもこんばくくちすは守護を加ふへし筆いやしけれ共依而遺言狀如是

元文三年正月  
 此書淺き事はつかしければ他見有べからず親のかたみと思ひ五節句にわ是をよみ猶又成長に隨て善心増長し子孫相續の工夫を致さば生前の禮儀死後の追善同前たるべし。  
 (各條文末にある算用數字は便宜上執者がつけたものである)

四  
 右に掲げた「遺言之狀」ハ「家訓」は、元祿一享保期を經過した元文三年に作製されたものであり、封建社會内の嚴格なる封建倫理の枠中で形成されたものであるから、そこに封建倫理の高唱がなされているものであることは勿論である。身分と職分を守り、安住するという分限意識を明白にうたい、先祖以來の職業をみだりに變更する事を禁じ、公儀第一主義、孝行に徹し、當時一般庶民の修身處世の途を説いた點においては、特に記すべきものを見出し得ないのである。しかしながら、戸谷家

商人意識の一考察

が、北關東の一宿場たる本庄宿の在郷商人であつたという事の中に、江戸、大阪を中心として展開を見た元祿享保期の、華々しい町人文化ハ町人意識に比して、例えば、その階級的目覺において、新興町人階級の生活からわき上つて來る軒昂たる意氣を示した、西鶴や近松文學に登場して來る町人の意識に比較して、經濟思想においても、町人が商人としての職業道德に町人の道を見出し、積極的に營利の精神をも展開しているの比較して、その發展の度合のおくれを感じしめられる。「遺言之狀」という名において書き残されているが、本來遺言の中心たる財産處分等に關しては何等の記載が無い「家訓」である。そこに述べられている内容においても、あるいは形式においても、完成せられた江戸、大阪、近江、伊勢等の町人の家訓に比した場合、いちじるしい不備を思わせるものがあるが、しかし乍ら、それだけに、形式的な家訓と異り、温き血の流れている家訓である事に注意すべきであらう。さらに、前述のごとく戸谷家が都市に在住し、武士階級と密接なる關聯をもつていた都市特權商人階級でなかつたこと(後にはこの結びつきを強くした)、在郷商人が農村との結びつきが極めて鞏固であつたこと、よりして、この家訓そのものには、武士的要素はかなり少ないものと思われる。又、もし、新興町人層を紀文型の投機商人と、農民經濟につながる堅實な商人、とに大別出來るとするならば、戸谷家が前者ではなく、後者に近くあつた事の中に、この家訓にもらわれている全體の基調が、極めて温穩、確實、農村的であ





りての注意は、家族主義的、温情を以てあたることを教えており、同時に、商業業務に従事する支配人以下に對しては、「遺言之狀」とは別に「店格式定書」を定め、支配人以下の業務精勵の制を定めている。以下參考までに、戸谷家の「店格式定書」を掲載しておく。安永三年（一七七四年）三月吉日の日時であつて、元文三年より三十六年餘經過しており、中屋三右衛門が改訂したものがこれである。初めて形成されたのは、「且那半兵衛後見支配吉兵衛」とが承知し取計世話致すことを記しているところより、概ね「遺言之狀」の書かれてより間も無い時期であつたかとも思われる。

店格式定書

見世手代 格式仕方之事

一支配人 金百兩

一支配人 金五拾兩つゝ

脇二人

一手帳組頭 金三拾五兩つゝ

上座

一手帳組頭 金二拾五兩つゝ

一手帳組 金二拾兩つゝ

右支配より手帳組迄元手金にして證文ニ而相渡置申之事

右證文之表年六歩之日歩ヲ加預リ置毎年店蔵之砌證文引替相渡し可申事

一右元手金之外ニ人々勤功ヲ考褒美證文出シ可申事は者武家之順感狀之事也

右元手金相渡之事ハ人ニ相續ヲ進メ爲可申之格分出性致勿論支配人支配人脇兩人ハ打和シ心ヲ合下タル人を教引上ケ順々ニ昇を爲致役々え附凡貳拾年之年數を限テ首尾能致別家妻まふをけ家相續ヲ願可申事專一ハ右之次第成ば支配役迄勤不申シテ以勝手暇ヲ乞被申時ハ右之金子者相渡申間舖ハ然共式親のやういく又者無據筋合ニ而暇ヲ願ふ筋も有べし是者様子具ニ承届ケ尤之筋合ニ而道理ニ相叶ハ者相渡可申ハ免角何事茂眞實ヲ以テ前々ニ可被申出ハ主人者人之相續ヲ爲致ハ事主人之役トスル事成ば眞實之外者他事不可存ハ所金ハ町家ハ相互に致ヘシ事ニハ了管違無之様に以眞實出精器致相勤度申之事

一褒美證文之事ハ乍勿論武家ノ感狀ニ同シ勤功を賞美替印成者なり昔も感狀を積金テ知行ニ成國ニ茂成したためハ不少ハ事ハ皆々被存所也賤キ町家成者右心持ハかわるハからず事

一見世之銘々萬一不幸短命にして早世被爲ハとも右證文之表ハ親里よりゆいもつとして送り可申其餘者銘々勤功ニ可寄然者長命ニシテ勤ムも短命ニシテ死トモ替不可存ハ然ル時ハ眞實ヲ以テ正直ヲ守リ出精勤功ヲあらはし相勤被申ハへば忠孝之道理ニも相叶相互ニ繁榮長久々たかい不可存者也

右之趣且那半兵衛後見支配吉兵衛具ニ致承知宜敷取計世話可度致事

安永三年甲午三月吉日

中屋三右衛門光盛改之

「店格式定書」に關しては、書くべき多くの事があるが、この定書に示されている「元手金」制度は、支配人以下の身分の確保、自由なる移動の消極的ながら禁止、家業の精勵を、所謂保證金的性格を持たしめることによつて、支配人以下を主人の意のごとく使用し、以て、家運隆昌の資とする事を考え、又そこに示されている「褒美」制度と共に、使用人使用に多くの意を用いていることがうかがい知れる。

以上、北關東の一宿場ニ本庄宿を足場として形成されて來た豪商ニ豪農の性格を持つ戸谷家の家訓の紹介を中心として、在郷商人の商人意識の一端をみて來たのであるが、單に資料紹介と、推論の域を出ずに終つてしまつた。戸谷家の諸資料の再見がゆるされ、再び筆をもつ機會が與えられた時に、あらためて再検討を加えてみたいと思つてゐる。

(註一) 宮本「前掲書」中に示されている家訓と對比して、

(註二) 家永「前掲書」第八章町人の道德思想就中、階級的自覺、經濟思想を参照のこと。

商人意識の一考察

(註三) 例へば、島井宗實訓や「渡世肝要記」記載の家訓等に比較した場合を考へてみた。宮本「前掲書」(四五頁および一五〇頁)

(註四) 前述せる弘化三年の「……所持田畑家屋敷家時調證文」の記載の中に、多くの和漢の書籍名がのつてゐる。例へば「町人囊」や「町人考見録」等の書名が見えてゐるところより、何時購入したか不明であるが、何等かの關係はよみとれるであらう。

(註五) 家永「前掲書」一一〇頁外

(註六) 古島敏雄「近世における商學農業の展開」就中第二章第一節、第二節を参照。

(註七) 古島「同書」六六頁

(註八) 宮本「前掲書」一五一頁

(註九) 家永「前掲書」一五九頁

附記 終りに、死去せられし戸谷六三郎氏の冥福を祈ると共に當主戸谷半之助氏が種々なる便宜を與えて下さつた事に對し謝意を表する次第である。

(昭和二十九年十二月廿八日)